

情報通信審議会 情報通信技術分科会 I P ネットワーク設備委員会 (第88回)

1 日時

令和7年6月24日(火) 13時00分～14時35分

2 場所

Web開催

3 出席者

(1) 構成員

相田主査(東京大学)

朝枝構成員(国立研究開発法人情報通信研究機構)

岩田構成員(一般社団法人情報通信技術委員会)

江崎構成員(東京大学)

田中構成員(明治大学)

宮田構成員(東京科学大学)

森川構成員(東京大学)

矢入構成員(上智大学)

(2) 総務省

五十嵐電気通信技術システム課長

柴田電気通信技術システム課企画官

岡本電気通信技術システム課課長補佐

川津原電気通信技術システム課課長補佐

(3) 有識者(ヒアリング対象)

衛藤氏(国立研究開発法人情報通信研究機構)

吉岡氏(横浜国立大学)

神田氏(独立行政法人情報処理推進機構)

四ノ宮氏(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会)

赤澤氏（一般社団法人電子情報技術産業協会）

(4) オブザーバ

一般財団法人電気通信端末機器審査協会

一般社団法人電気通信事業者協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

4 議事

(1) 端末機器の技術基準等への適合性に係るセキュリティ基準の見直しについて

衛藤氏から資料88-2に基づき、吉岡氏から資料88-3に基づき、神田氏から資料88-4に基づき、四ノ宮氏から資料88-5に基づき、赤澤氏から資料88-6に基づきそれぞれセキュリティ基準に対する意見の説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

【江崎構成員】

基本的には全ての業界の方々から J C - S T A R を総務省の技適でも使うという御意見をいただいたと認識。その方向で検討を進めていただきたい。特にファームウェアのアップデートをどこまで強制とするかは、技適で議論を具体化するのがよいと考える。技適において強制とすることは、J C - S T A R が少し柔軟な対応になっていることも踏まえると、特段問題になるとは考えられず、総務省と経産省で連携しているプログラムなので、技適を取得している機器は、基本的には J C - S T A R は満足しているという形がよいのではないかと。自動的に技適を取得している機器は J C - S T A R にリストアップされるといふ形になり、ベンダーにとっても外部への周知をできることになる。また、J C - S T A R のほうはグローバル基準にすることを目指すとのことだが、総務省の技適もグローバル標準にするということで共通の認識になっているので、この点においても両者の見解に差はなく問題ないのではないかと。

【相田主査】

J E I T Aからの発表と吉岡氏からの発表において、現在の技適制度では、一度技適を取得したら、その後技術基準が変わってもそれ以前に技適を取った端末機器はそのまま有効であり、通信事業者は古い技適のものの接続を拒むことができないとなっているが、一方で、J C - S T A Rのほうは有効期限がある。技適が永久に有効であるということに関して、吉岡氏とJ E I T Aはどのように考えるか。

【横浜国立大学（吉岡）】

実際のサイバー攻撃の現状を見ると、古く、適切なセキュリティ対策がされていなかった機器が攻撃をされ続けるということをお話したが、その点はデータとしても出ているので、かなり議論が必要なところだと認識。一方で、規定している内容は短期間でどんどん変わっていくものではない、かなり基本的な要件になるので、ベースを守っていれば、急激に攻撃を受けるようなことにはなりにくいと考える。そのため、アップデートをしていくための制度的な、または認証の観点でのコストとのバランスを見ていく必要があるのではないかと。

【電子情報技術産業協会（赤澤）】

古い機器で特にセキュリティ要件を満たしていないものは、周知活動、キャンペーンを行って置き換えの推進を行うことを提案させていただいた。衛藤氏からも、周知活動によって効果があるという、有意的な結果も示していただいたので、地道な取組にはなるが、キャンペーン活動で対応できればよいと考える。

【相田主査】

電波法では規格が変わると古いものは使えず、例えばワイヤレスマイクは何度か取換えが必要になっているので、電気通信事業法においても、制度改正して、そのような形にすることができるのではないかと。

【江崎構成員】

相田主査がおっしゃった方向で、詳細を詰めるのが良いのではないかと。J C - S T A Rに関しては有効期限があり、技適を取得している機器で重大なインシデントが発生し

た場合、それを止めることが必要になり、致命的なインシデントであれば再度技適の認証を取る必要があるという形にするのも考え方の一つ。これならばJ C - S T A Rとも矛盾しないので、ベンダーにとってもわかりやすいのではないか。

【柴田電気通信技術システム課企画官】

相田主査からお話のあった、一度技適を取った機器は制度改正後も技適が有効であるというのは、これまでの端末設備等規則の制度改正において、度々行ってきたものである。すなわち、1回技適を取った端末はその後も電気通信事業者の検査を受けずに接続できるとしている。セキュリティ基準に関しても、2020年の省令改正で追加したときに、それまでに技適を取得した機器については従前の基準でよいとした。資料88-2の7頁で衛藤氏にお示しいただいたとおり、セキュリティ基準が適用されている時期の機器はあまり脆弱性が検知されない一方、古い機器は多く検知されている。セキュリティ基準の制度ができてから5年経ってこのような状況にあることを踏まえて、皆様がどのようにお考えになるかであるが、新しい制度が導入されて一定期間後に新しい機器しか接続できなくなるとした場合の影響の大きさ、あるいは、古い機器が接続できることによるリスクの大きさを考えて、今後、制度改正前の端末機器の扱いが論点の1つになると思う。そのため、見直しの内容とともに、その点も検討のポイントとなるのではないか。

【相田主査】

制度的には、技適を取り直すよう規定することもできるのか。

【柴田電気通信技術システム課企画官】

そのとおり。これまでの制度改正では、制度の改正までに技適を取ったものについては従前の技術基準とするという経過措置を毎回設けることによって、古い機器についても接続できるとしていたので、そのような経過措置を全く設けなければ制度を変えた日から古いものは接続できなくなるし、いつまでは接続できると期限を設けることもできる。

【田中構成員】

古い機器をこれからどのように換えていくか、また、キャンペーンや周知活動等は、省エネ家電のように、大きなキャンペーンができるのか。今までの発表をお聞きしていると、新しい基準、J C - S T A Rを活用していく、あるいは間接的な機器にはJ C - S T A Rを使って、直接的な機器に対しては基準を強化していくという方向の対応が望ましいのではないかと思うが、一方で、資料88-2の7頁のような結果を見ると、残っている機器を新しいものに換えていく必要があると思うので、制度的にも何らかの対応をしていくのが必要ではないか。

【江崎構成員】

企業のコーポレートガバナンスとしての監査基準で、内部監査の中に、技適に対しての機器の確認をすることを入れ込むというのは1つの手かと考える。コーポレートガバナンスの一環として、特に技適に関しては、外部と直接つながる部分について、基準を満たしているかをチェックすることを、監査協会等から入れていくことにすると、中小企業に関しては難しいかもしれないが、大中企業に関しては効果があるのではないか。

【情報通信研究機構（衛藤）】

古い機器の更新を促すという方向性について、端末設備等規則なども使いながら実施していくのは、よい方向と思う。補足として、NOTICEを実施している中で分かっていることとして、今、江崎構成員がおっしゃったとおり、企業に関しては、組織のガバナンスの問題として、買換えなどを含めて促していくということは大いに効果が期待できるが、個人に関しては、NOTICEで検知された家庭のユーザーの方々に注意喚起をしても、用語に関する知識がなく、何をどうすればいいのかわからないとか、総務省とNICTの調査で、あなたの機器が脆弱ですということが分かりましたという通知を送っても、怪しいメールがプロバイダーから届いたというような反応で取り合ってもらえず、すぐにメールを破棄されるというケースも多く見られる。そのため、サイバーセキュリティ統括官室の指導の下、様々な形での周知啓発等にも取り組んでいるが、「根雪」と呼ばれる残り続ける機器を減らしていく努力は続けていきたい。結果として、検出される2009年以前の機器の数は相対的に小さくなっているため、そのような地道な活動も必要と考える。

【柴田電気通信技術システム課企画官】

本日の論点に沿って、C I A JとJ E I T Aを中心に伺いたい。先ほどから構成員の皆様のご意見を伺っていると、J C - S T A Rの★1の全ての項目ではないが、これに追いつくことで強制規格を強化していくという方向性に見受けられる。そのときに、例えば省令と告示とガイドラインという手段があるが、どこまでを省令、告示、ガイドラインで規定するかを考える必要がある。例えばガイドラインに書いたときに、それを強制規格として守ってもらえるのか。特にJ E I T Aの資料の最後の頁に、国内市場に不適合なものが入らないようにとあるが、省令に大ざっぱなことしか書かず、ガイドラインで、この省令の趣旨はJ C - S T A R★1を守っている状態とする、等と書いたときに、それを守ってもらえるのか懸念される。省令、告示、ガイドラインの書き分けは大事であるが、それを特に主張されているC I A J、J E I T Aから見て、ほとんどのものをガイドラインにしてしまったときに、不適合機器の排除につながれるとお考えか。

ガイドラインでは、性質によっては、強制ではない書き方になってしまう部分があり、ガイドラインに書いてあっても省令あるいは告示に書いていないと、それを守っていないものでも接続できることになる。そのため、あまりガイドラインばかりに書いてしまうとよくない。例えば先ほどの発表の中で、ID、パスワードの適切な設定の機能やファームウェア機能に関しては、規則の変更は行わず、ガイドラインに入れるという御提案だったが、その場合強制規格上は省令上見直されていない状態とも取られてしまうおそれがある。強制的なものとして定められることに対してのお考えを伺いたい。

また、確かに省令よりは告示のほうが、制度改正は早くできるかもしれないので、頻繁に変えるものは省令でなく告示にする等の御意見であれば理解できる。

【情報通信ネットワーク産業協会（四ノ宮）】

強制力がないとあまり意味がないのではないかと御意見と認識した。ガイドラインだと強制力がなくてあまり効果がないとか、あるいは、準拠していないものを排除するといったことには使えないということであれば、ほかの手段で行うということに異論はない。

【電子情報技術産業協会（赤澤）】

J E I T Aでは、ガイドラインが、公開されている認証を取るときの審査基準と考え

ていた。ガイドラインでJ C - S T A Rを引用し、ガイドラインを見なければTの技適は取れないという形であると考えていた。

【柴田電気通信技術システム課企画官】

ガイドラインという言葉が、J E I T Aのように認定の取得に対して強制力のある形で定まるという意味で使われているのであれば、御主張とも整合する。今回規定を見直すのであれば、強制力のある形で行うという趣旨で問題ないというお考えと理解した。

【相田主査】

先ほどの江崎構成員からの御発言を踏まえても、一番きれいな形としては、J C - S T A Rに準拠することと端末設備等規則そのものを書いてしまう形と思うが、文言等に食い違いがあってもいけないので、同じ文言を両方に書くことは避けるが、実質的にJ C - S T A Rの内容が、直接接続される機器に対しては、強制規格となることを想定していらっしゃると理解した。この件については、引き続き御意見を賜りながら検討してまいりたい。

(2) 電気通信事業におけるパブリッククラウドシステム利用について

事務局（岡本補佐）から資料88-7及び資料88-8に基づき説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

【江崎構成員】

この件は非常にクリティカルな部分もあり、参考としてデジタル庁に意見を聞くのがよいのではないか。デジタル庁は、ガバメントクラウドの利用という観点からすると、政府が通信事業者という形で整理することができるかと思うので、どういう考え方でクラウド業者を使っているかやデータのポータビリティの観点、また、ベンダーロックインされないようにはどうするかといったところが非常に重要なポイントになってくると思うので、ヒアリングの対象にするのがいいのではないか。

また、国外に関して言うと、ちょうど昨日米国系のストレージカンパニーが、米国政府がパブリッククラウドを使い始めるときに、どういうポリシーでスタートしたかということについて、デジタル庁と同様の重要な観点がでてきていたと聞いたが、それも参

考にして、米国政府がクラウドを使うときにどういうところを気にしたかは、米国政府が通信事業者という形で見ると、通信事業者がクラウドにロックインされないためにはどうするのかの話が参考として聞けるのではないか。

【相田主査】

江崎構成員からロックインしないようにという話があったところ、私も電気通信事故検証会議で、クラウドサービスを使った通信サービスに起きた事故等の話も伺ったが、特定のクラウドベンダーだけに頼っていると、そのサービスがブラックボックス化してしまい、万一その使っているクラウドサービスにバグ等があったときに回復が非常に難しいというようなことが起き得るため、そのようなブラックボックス的なクラウドの上に乗る通信サービスをどのように止めないようにするかに関して、注意を払っていく必要がある。内田構成員も過去の事例等をよく御存じなので、御検討を進めていただきたい。

【岡本電気通信技術システム課課長補佐】

江崎構成員から、米国の動向、さらに政府系へのクラウドに関して意見を聞いたかどうかというコメントをいただいた。作業班で事業者ヒアリングを行うので、今いただいたコメントも踏まえながら、どの社からヒアリングするか、また、どういった観点でヒアリングするかについて検討を進めさせていただきたい。

また、相田主査から事故検証委員会のお話があったが、省内でも、クラウドシステムがブラックボックス的な状況になっているという見え方について、本検討を通じて、どのようにリーチできるかは重要な観点と考えているので、その点も含め議論を進めさせていただきたい。

【江崎構成員】

総務省内のデジタル庁出向経験者にも相談すると、デジタル庁の然るべき者を特定できるのではないか。

【岡本電気通信技術システム課課長補佐】

省内でもよく確認させていただきたい。

【相田主査】

事務局御提案のとおり、作業班を設置して検討を進めることとしたい。

(3) その他

事務局（川津原補佐）から議事（1）の今後の進め方について説明があった。

以上